

医療的ケア申請手続の流れ

事前相談

保護者

保育課

保育課から、制度について説明し、お子様の状況や医療的ケアの内容等について伺います。
相談後以下の書類をお渡しします。

- ・厚木市学校等訪問看護支援事業利用申請書(様式1)、保育所による医療的ケア利用申請書(様式2)
- ・医療的ケア指示書(様式3)
- ・保育所における訪問看護対応申請書(様式5)

関係機関との調整

保護者

主治医

保護者は、主治医に医療的ケアの下、保育所において集団生活ができるか相談し、可能な場合、医療的ケア指示書(様式3)の作成を依頼し、受け取る。

《訪問看護事業所による医療的ケアの場合》

保護者

訪問看護事業所

保護者は、医療的ケア指示書(様式3)の写しを提出し、訪問看護事業所にて対応できるか相談。
対応できる場合は、訪問看護事業所による医療的ケア対応確認書(様式4)を受け取る。

保護者

保育所

《訪問看護事業所による医療的ケアの場合(看護師派遣型)》

保護者は、訪問看護事業所による医療的ケア対応確認書(様式4)の写し及び保育所における訪問看護対応申請書(様式5)を提出し、保育所にて対応できる場合は、保育所における訪問看護対応確認書(様式6)を受け取る。

《保育所による医療的ケアの場合(看護師常駐型)》

保護者

保育所

保護者は、保育所による医療的ケア利用申請書(様式2)及び医療的ケア指示書(様式3)の写しを提出。
対応できる場合は、保育所による医療的ケア対応確認書(様式7)を受け取る。

裏面へ

入所申請

保護者

保育課

保護者は、保育所入所申込み一次受付期間内に、教育・保育給付認定申請書(兼)利用申込書一式とともに、以下の書類を提出する。

《訪問看護事業所による医療的ケアの場合》

- ・厚木市学校等訪問看護支援事業利用申請書(様式1)
- ・医療的ケア指示書(様式3)写し
- ・保育所における訪問看護対応確認書(様式6)写し

《保育所による医療的ケアの場合》

- ・保育所による医療的ケア対応確認書(様式7)写し

審査・選考

保育課

保育課は、保育の必要性について審査し、保育所の入所選考に係る指数を算定し、選考を行う。

入所可否

保護者

保育課

保護者は、保育所での受入れが可能な場合、保育所入所承諾通知書を受け取る。

また、訪問看護事業所による医療的ケアの場合は、併せて厚木市学校等訪問看護支援事業利用決定通知書(様式8)を受け取る。

受入れ体制整備

保護者

訪問看護事業所
保育所

訪問看護事業所又は保育所が、医療的ケア実施マニュアルを作成しますので、内容を確認いただき、医療的ケア児受入れに関する確認書兼同意書を訪問看護事業所又は保育所に提出する。